

リサイクルできる古紙の分け方

リサイクルできる紙を分別することで、廃棄物として処理される紙の量が削減でき、廃棄物の減量化につながります。

リサイクルできる古紙



段ボール



新聞



飲料用紙パック



雑誌

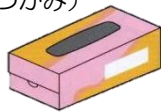


雑紙（ざつがみ）



雑紙（ざつがみ）

名刺サイズ以上のものがリサイクルできます。



ティッシュの箱



封筒



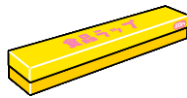
はがき



紙袋



カレンダー



ラップの箱



ポスター



プリント



お菓子の箱



食品の箱

など

※においや汚れがついてるものはリサイクルできないため、一般廃棄物として処理してください。

リサイクルできない紙

以下のものはリサイクルできないため、一般廃棄物として処理してください。

• におい・汚れのある紙

線香・石鹸・洗剤の箱，食品残渣で汚れた紙 など



• 防水・耐水加工された紙

紙コップ，紙皿，ビールなどの紙ケース，アイス・ヨーグルトのカップ など



• 除去できないインクや染料，物質が塗られた紙

レシート，カーボン紙，写真（インクジェット用），アルミ付紙パック，金箔・銀箔のある紙 など



• 粘着性を含む紙

シール，圧着ハガキ，宅配用伝票 など

• その他

クレヨン・墨汁・絵具が塗ってある紙，和紙，カバンや靴などの詰め物，感熱性発泡紙 など



紙以外のものは取り除いてください

• ティッシュ箱や封筒のプラスチックフィルム • ファイル等の金属やプラスチック など